

2020年1月11日

『社会福祉学』への投稿論文における研究倫理に関する記述について

『社会福祉学』編集委員会

【趣旨】

今日では学術論文を作成する際に研究倫理について記述することが求められるようになっており、一般社団法人日本社会福祉学会の秋季大会でも口頭発表やポスター発表などを申込む際には、研究倫理に関する記述が必須とされている。しかし「一般社団法人日本社会福祉学会機関誌『社会福祉学』投稿要領」（以下「投稿要領」と略）には、研究倫理に関する記述を必須とする文言はなく、研究倫理に関する記述がない、あるいは不十分な投稿論文も散見される。また研究機関に所属していない会員からは「所属先で研究倫理審査を受けられないケースへの対応」を問われることもある。

このような状況に対して、『社会福祉学』編集委員会では、投稿要領の改正までの間、暫定的に『社会福祉学』への投稿論文・実践報告・調査報告等(以下「投稿論文等」と略)における研究倫理に関する記述について以下のように取り扱う方針を決めたので、投稿する際にはご参照いただきたい。

記

1. 『社会福祉学』投稿論文等における研究倫理の遵守と倫理的配慮の内容の明記

『社会福祉学』に論文を投稿する際には、「一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理規程」（2018年5月27日施行）ならびに「日本社会福祉学会研究倫理規程にもとづく研究ガイドライン」をよく読んで論文等を執筆すること。その上で、上記のガイドラインで求められている事項等について、具体的にどのような倫理的配慮をおこなったのかを、本文に明記すること。

2. 人を対象とした研究の成果にもとづく論文等を投稿する場合の倫理的配慮の記載

特に、人を対象とした研究を行う場合は、原則として、所属機関に設置された倫理審査委員会の承認を受けること（「日本社会福祉学会研究倫理規程にもとづく研究ガイドライン」1-3 参照）。研究倫理審査を受けた場合は、正本に研究計画について倫理審査をおこなった機関名と審査結果（「承認された」こと）、承認された年月日、承認番号を本文に記載し、副本ではそれらの情報をマスキングすること。そのうえで、個人情報の保護やインフォームド・コンセントなど、研究実施時におこなった倫理的配慮の具体的内容

を本文に明記すること。

研究機関に所属していない等、研究倫理審査を受けられない場合は、その理由を明記した上で、「一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理規程」（2018年5月27日施行）ならびに「日本社会福祉学会研究倫理規程にもとづく研究ガイドライン」を遵守して研究を実施した旨を明記し、個人情報の保護やインフォームド・コンセントなど、研究実施時におこなった倫理的配慮の具体的内容を本文に明記すること。なお調査の手順については「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（2014年、文部科学省・厚生労働省告示第3号）で詳細に示されており、調査の設計の際に参考になる。

3. その他

研究倫理の遵守と倫理的配慮の内容の明記は、人を対象とした研究の成果にもとづく投稿論文等に限らず、それ以外の研究にも求められる。例えば、理論研究や歴史研究等の文献研究においても、研究目的を外れて社会的に不適切と考えられる用語や差別的表現とされる用語を使用しないことや、捏造や剽窃、改竄をおこなわないことなどは同様に求められる。

また非公開の私信や史資料、社会福祉実践をおこなう施設・機関が保管するデータや事例などを二次使用する場合には、当該情報の所有権がある個人や団体からそれらの使用を申請し、許可を得たことを、本文中に明記することが推奨される。その他、個人情報の扱いに関しては、「科学の健全な発展のために」（2015年、日本学術振興会）に設けられた「人文・社会科学分野における個人情報などの取扱い」（pp. 42-43）の項が参考になる。

以上